

2024.12.02

## PLレポート(製品安全) <2024年12月号>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

### 国内のトピックス

#### ○経済産業省が「令和6年度製品安全対策優良企業表彰(PSアワード2024)」の受賞企業を発表 (経済産業省 2024年11月25日)

経済産業省は11月25日、「令和6年度製品安全対策優良企業表彰(PSアワード2024)」の受賞企業を発表しました。

本表彰は、経済産業省が製品安全に積極的に取り組んでいる企業から広く公募し、製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として毎年行っている制度で、本年度で18回を迎えます。

今年度の受賞企業18社は、以下のとおりです。

##### (1) 産業界大臣賞

【大企業 製造事業者・輸入事業者部門】

株式会社 LIXIL

【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】

マツ六株式会社

##### (2) 技術総括・保安審議官賞

【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】

株式会社オージーケーカプト

株式会社高儀

【中小企業 小売販売事業者部門】

株式会社大一電化社

##### (3) 優良賞(審査委員会賞)

【大企業 製造事業者・輸入事業者部門】

貝印株式会社

象印マホービン株式会社

株式会社パロマ

【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】

株式会社エド・インター

柏木工株式会社  
株式会社セイバン  
日進医療器株式会社  
株式会社プラッツ  
【中小企業 小売販売事業者部門】  
奈良日化サービス株式会社

#### (4) 特別賞

【特別賞 企業総合部門】  
アール・ビー・コントロールズ株式会社  
株式会社コシダアート  
株式会社ふたごじてんしゃ  
【特別賞 ネットモール事業者部門】  
アマゾンジャパン合同会社

経済産業省のニュースリリースでは各社の受賞理由が掲載されています。また、表彰制度のホームページでは過去年度の受賞企業と受賞理由が公開されています。

事業者においては、受賞企業における、製品安全実現のための課題への取組や、これらを実現してきた過程を参考にするとともに、自社の取組と比較検証し製品安全管理態勢の見直し・強化等を図っていくことが望まれます。

また、今年のリリースでは、令和7年度から、「製品部門」を新設し、誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品を表彰（オリジナルのロゴマークを表示可）することが発表されています。

重大製品事故（死亡・重傷事故、一酸化炭素中毒、火災など）の発生件数が年間1,000件を超える状況であり、このうち約3割は消費者の誤使用・不注意、偶発的事故等によるものです。特に、子どもや高齢者（60歳以上）では誤使用等による事故の割合が高く、高齢化が進むに伴い、同様の事故の増加が懸念されています。

このような課題に対応するため、誤使用等による事故防止のリスク低減策を設けた製品を評価し、有効性を表示することにより、消費者が安全な製品を選択できるような市場・流通環境を構築することを目的として、「製品部門」が新設されました。

制度の概要等の詳細については、経済産業省のプレスリリースをご確認下さい。

出所：経済産業省 ニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241125001/20241125001.html>

経済産業省 製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）ホームページ

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/ps-award/](https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/)

## 国外のトピックス

## OCPSC が乳児用製品 2 品種の安全基準を制定

(2024 年 9 月 18 日および 10 月 16 日、CPSC)

米国消費者製品安全委員会（以下、CPSC）は 9 月 18 日、10 月 16 日に相次いで、乳児用クッション 2 製品（授乳クッション\*1 とサポートクッション\*2）の安全基準を承認したと発表しました。

CPSC は 2008 年製品安全改善法（The Danny Keysar Child Product Safety Notification Act）第 104 条（Standards and consumer registration of durable nursery products）に従い、乳幼児製品の安全基準を発行していますが、今回上述の 2 製品について安全基準を発行したものです。

CPSC によると、2010 年から 2022 年の間に、授乳クッションに関連する死亡事故が 154 件、負傷事故が 64 件発生し、また、サポートクッションに関連する死亡事故が 79 件、負傷事故が 124 件起きていることが確認されています。いずれの製品に関しても被害者は生後 3 か月未満の乳児が大多数を占めており、事故要因の多くは当該製品が大人用ベッドやマットレス、ベビーベッド等と組み合わせて使われたことによるとしています。

今回制定された安全基準では、性能基準としてそれぞれ以下の要件および試験方法が定められています（概要のみ記載）。

製品	要求事項	性能要件
授乳クッション	硬さ	乳児の顔に触れた際に気道が塞がれないよう、一定以上の硬さがあること
	固定機能	乳児を放置しても安全であると誤解させるような、固定機能が付いていないこと
	はまり込み防止	乳児の顔が内壁に触れて気道が塞がれないよう、顔に接触しない形状であること
	保護者用持ち手	容易に破損して、小部品や鋭利な端部が形成されないこと
サポートクッション	硬さ	乳児の顔に触れた際に気道が塞がれないよう、一定以上の硬さがあること
	固定機能	乳児を放置しても安全であると誤解させるような、固定機能が付いていないこと
	開口部	乳児の頭が入らない大きさであること
	傾斜角度	乳児の頭と首が危険な角度にならず、かつ側壁の高さが制限されるよう、全体の傾きが一定角度を超えないこと
	側壁の角度	側壁にはまり込んだり気道が塞がれないように、側壁が一定角度を超えていること

また、いずれの製品においても、目につきやすく、かつ容易に消えない警告表示を行うなどの一般要件も定められています。

今回の 2 製品に以外にも、CPSC ではいくつかの乳幼児用製品の安全基準が設けられています。一方、日本においては、諸外国で販売が禁止されている子ども用製品の国内での流通を阻止する手立てがなかったことから、子ども用特定製品が定められ、順次技術基準が定められることになりました。

子ども用製品、特に育児用品に関わる事業者においては、こうした安全基準を常にアップデートし、製品の安全性をより高めていくことが強く求められます。

出所：CPSC のリリース（授乳クッション）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2024/CPSC-Approves-New-Federal-Safety-Standard-for-Nursing-Pillows-to-Prevent-Infant-Deaths-and-Serious-Injuries>

CPSC のリリース（サポートクッション）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2025/CPSC-Approves-New-Federal-Safety-Standard-for-Infant-Support-Cushions-to-Prevent-Infant-Deaths-and-Serious-Injuries>

- \*1 授乳中に乳児を支えるための枕状のクッション
- \*2 乳児を仰向けや横向きなどで寝かせる際に全身を支えるためのクッション

## ○CPSC が育児用品の事故に関する報告書を公開

（2024 年 9 月 19 日、CPSC）

米国消費者製品安全委員会（以下、CPSC）は 9 月 19 日、育児用品に関連する事故についての報告書を公開しました。

CPSC では、育児用品に関連した事故に関する報告書を定期的に公開しており、最新版は 2021 年から 2023 年に発生した事象について取り上げています。以下は、その概要です。

### 1) 救急外来で治療された負傷

育児製品に関連して、米国の病院の救急外来で治療が行われた 5 歳未満の子どもの負傷者数は、2023 年に約 6 万人（推計）であった。これは 5 歳未満の子ども 10 万人当たり約 300 人であり、過去 3 年間で大きく変化していない。

また、事故の原因は転倒が最も多く、受傷部位の約 7 割が頭部・顔面であった。

育児製品の製品カテゴリー別の負傷者数は、図 1 のとおりである\*1。

上位 4 つのカテゴリー（ハイチェア、ベビーベッド／マットレス、ベビーカー、抱っこひも）で全体の約 64%を占めている。

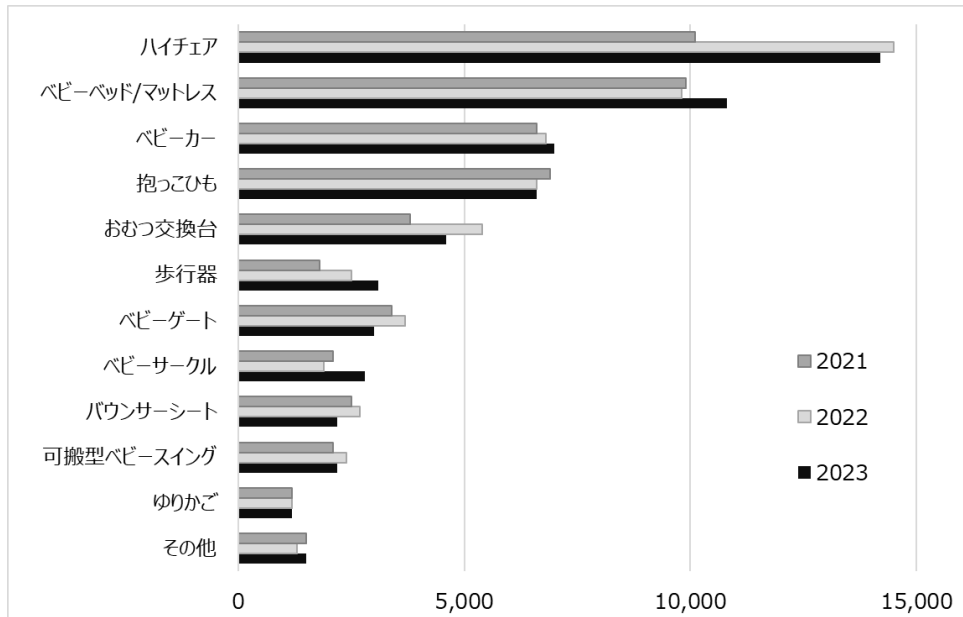


図1 製品カテゴリー別、5歳未満の子どもの負傷人数  
(報告書を元に弊社にて作成)

2) 育児用品に関連した死亡事故

2021年～2023年に、育児用品関連の死亡事例は523人(年平均174人)となった。

製品カテゴリー別の死亡者数は図2のとおりである。

死亡事故との関連が最も多い製品はベビーベッド/マットレスであり、その内67%が、必要以上の枕や毛布が置かれているなどベッド上の環境が適切でないことに起因する窒息であった。

また、傾斜型睡眠用品に関連して38人が死亡しているが、当該製品は2022年6月に発効した安全基準の規制対象となっている。

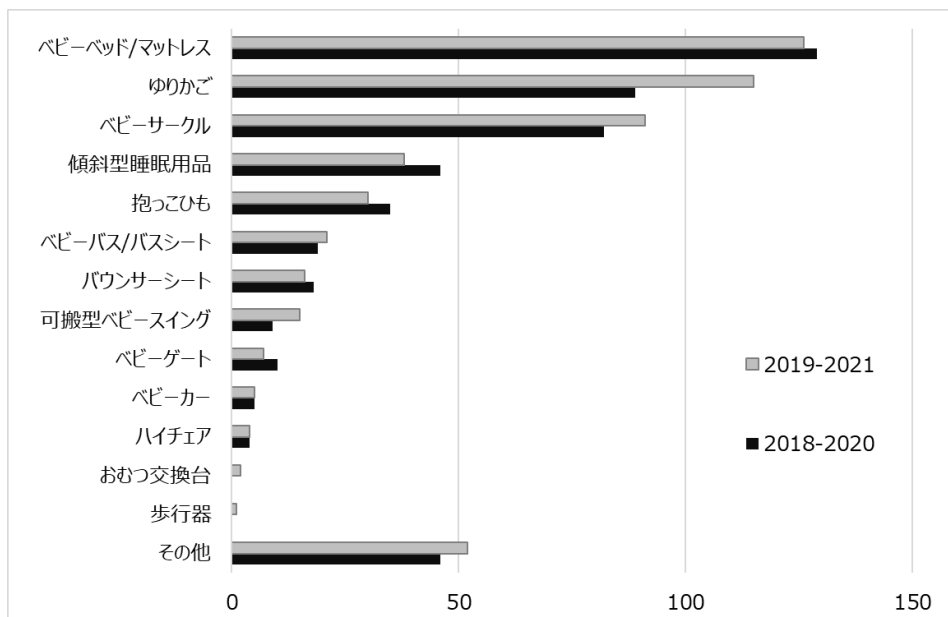


図2 製品カテゴリー別、5歳未満の子どもの死亡人数  
(報告書を元に弊社にて作成)

本報告書のとおり、米国では育児用品に関連して継続的に重大事故が発生しています。このことから、CPSC では、育児用品を含めた子ども用製品についての安全基準の策定を進めています。

一方で、日本においても製品安全 4 法の改正を踏まえ、「子供用特定製品」が指定され、子どもの生命・身体に対する危害防止のための技術基準が定められることとなっています。

育児用品に関わる事業者においては、こうした国内外の動向を踏まえ、安全な製品の設計と消費者への適切な注意喚起を行っていくことが求められます。

出所：CPSC のリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2024/New-CPSC-Report-Shows-Unsafe-Sleep-Environments-Are-Leading-Cause-of-Injuries-and-Deaths-with-Nursery-Products>

\*1 事故の直接の原因が当該製品でない場合も含む

## コラム：ソーシャルインフレーション —その現状、要因と今後の展望—

本連載では、ソーシャルインフレーション、すなわち「(損害賠償責任保険の) 保険金支払いが一般的な経済的インフレーションを上回って上昇」<sup>1</sup>する現象について、その現状、要因と今後の展望を述べていきます。

連載 3 回目となる今回は、ソーシャルインフレーションの要因について、法制度の観点からみていきます。

### 1. 第三者訴訟ファンド (TPLF) の拡大

近年、米国では第三者訴訟ファンド (Third Party Litigation Funding、以下 TPLF) が存在感を増しており、ソーシャルインフレーションに寄与しているという指摘があります<sup>2</sup>。

TPLF とは、訴訟の当事者でない第三者 (ファンド運営者) が、訴訟当事者に訴訟費用を提供し、その見返りとして勝訴や和解によって訴訟当事者が得た金銭の一部を受け取り、ファンド出資者に還元する仕組みです。

TPLF は主に訴訟を提起する原告側に活用されているといわれます。たとえば、勝訴の見込みはあるものの訴訟に必要な資金が乏しい事故被害者がいた場合、TPLF に費用を肩代わりしてもらうことで訴訟を提起することが可能となります。結果として勝訴や和解による金銭が得られれば、原告は損害を回復し、弁護士は報酬が得られ、TPLF に資金を提供した投資家は投資が回収できます。

ただ、TPLF については次のような懸念が持たれています。

<sup>1</sup> トーア再保険株式会社「再保険用語集」より引用

([https://www.toare.co.jp/img/knowledge/pdf/glossary\\_sa.pdf?2023](https://www.toare.co.jp/img/knowledge/pdf/glossary_sa.pdf?2023))

<sup>2</sup> スイス・リー“US litigation funding and social inflation: the rising costs of legal liability”

(<https://www.swissre.com/institute/research/topics-and-risk-dialogues/casualty-risk/us-litigation-funding-social-inflation.html>)

第一に、裁判の長期化が挙げられます。米国連邦地方裁判所のデータ<sup>3</sup>によると、コロナ禍の影響が顕在化する直前の2020年3月時点で訴訟提起からトライアル（事実審理）までに要する平均期間は28.6か月でした。一方で、TPLFが関わった人身傷害の訴訟では平均期間が43か月と大幅に長くなっています。要因としては、資金提供を受けた原告側が訴訟を継続するために必要なコストを意識する必要がないため、トライアル前のディスカバリー（証拠開示手続き）をより慎重に進めることが考えられます。

第二に、評決額や和解金の高騰が懸念されます。再保険大手スイス・リーの試算によると、TPLFが介入しない訴訟における原告の取り分は得られた賠償額の55%であるのに対し、TPLFが介入する訴訟における取り分は43%に低下します（TPLFの取り分が必要なため）。仮に後者においても前者と同水準の取り分を原告が得ようとした場合、賠償額全体を27%増とする必要があります<sup>2</sup>。

第三に、TPLFと原告（およびその弁護士）の利益は必ずしも一致しません。弁護士は依頼者である原告の利益を最大化する義務を負っていますが、TPLFにはこうした義務はなく、むしろ投資家の利益の最大化を追求する立場にあります。そのため、原告としては訴訟の継続と終局判決による解決を望むものの、TPLFは和解による早期解決を図りたいというように、利害が対立する場面が生じます。このような場合に、仮にTPLFが資金提供者という立場を使って自らの意向を押し通すことがあれば、依頼者利益の最大化は実現されないこととなります。そうすると、裁判所は紛争解決の場ではなく、TPLFと投資家による投資の場に変容してしまい、倫理上の問題を生じさせます。

表1 TPLFがもたらす懸念点と現状

懸念点	現状など
①訴訟の長期化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TPLFの資金が投じられた訴訟は長期化する傾向あり</li> <li>・ 訴訟期間が28.6か月から43か月に伸びるというデータも</li> </ul>
②評決額／和解金の高騰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TPLFの取り分が必要となるため評決額、和解金が高騰</li> <li>・ 原告の取り分を維持するには賠償額を27%増とする必要</li> </ul>
③TPLFと原告の利益の不一致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原告ではなくTPLFの利益が優先されてしまう場合も</li> <li>・ 裁判所が「投資の場」に変容してしまう恐れ</li> </ul>

なお、米国はTPLFにとって最大のマーケットとなっており、2021年時点において約88.4億ドルが投じられ、この金額は世界全体のTPLFの投資額の52%を占めていました<sup>2</sup>。その後、2023年時点では米国内で管理されている資産のみで130億ドル規模に及ぶといわれています<sup>4</sup>。

TPLFによる米国訴訟への投資は今後さらに増えることが予想されており、引き続きソーシャルインフレーションに影響を及ぼしていくと考えられます。

<sup>3</sup> 米国連邦裁判所 “United States District Courts — National Judicial Caseload Profile”

([https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data\\_tables/fcms\\_na\\_distprofile0331.2020.pdf](https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data_tables/fcms_na_distprofile0331.2020.pdf))

<sup>4</sup> ロイター通信 “US litigation funding in 'state of flux' as deal commitments dip, says report”

(<https://www.reuters.com/legal/transactional/us-litigation-funding-state-flux-deal-commitments-dip-says-report-2024-03-27/>)

## 2. 不法行為改革の停滞

米国においては元々、懲罰賠償<sup>5</sup>やクラスアクション<sup>6</sup>に代表される評決額の高騰や濫訴につながる制度が存在しており、そのあり方を見直す不法行為改革が試みられてきた経緯があります。ただ、州ごとの考え方の違いにより、必ずしも改革が進まず、あるいは後退したといえるケースもみられます。

一つは、懲罰賠償の上限設定です。連邦最高裁は2003年の判決において、合衆国憲法修正14条の適正手続き条項に基づき、填補賠償の10倍を超える懲罰賠償は原則として認められないという判断を示しました。

これを踏まえ、オハイオ州（填補賠償の2倍を上限）やコロラド州（填補賠償を超える懲罰賠償は禁止）など、法律によって懲罰賠償の上限を規定する動きがみられました。

他方で、ニューヨーク州やカリフォルニア州といった州においては、依然として上限条項は設けられていません。また、上限条項が導入されたものの、州最高裁がこの規定は州憲法に違反すると判断したミズーリ州などは、改革が後退した事例に位置付けられます<sup>7</sup>。

もう一つは、専門家証人<sup>8</sup>による科学的根拠を欠く証言、いわゆるジャンクサイエンスの排除についてです。連邦最高裁は1993年の判決において、旧来の緩やかなフライ基準<sup>9</sup>から、より厳格なダウバート基準<sup>10</sup>によって専門家証人の適格性を審査するという判断を示しました。

その後、大半の州はダウバート基準に移行しましたが、ニューヨーク州やカリフォルニア州などの一部の州は依然としてフライ基準を採用しているのが現状です。

比較的最近では、2019年にペンシルベニア州最高裁判決においてフライ基準が維持されました。

表2 不法行為改革に関する連邦最高裁の判断と一部州の対応

論点	連邦最高裁による判断	一部の州における対応
懲罰賠償の上限設定	・原則として填補賠償の10倍を超える懲罰賠償は合衆国憲法に違反と判断	・ミズーリ州最高裁は懲罰賠償の上限を定めた州法は州憲法に違反と判断
専門家証人による科学的根拠を欠く証言の排除	・専門家証人の適格性を厳格にみるダウバート基準を確立、多くの州も追随	・ニューヨーク州やカリフォルニア州はより緩やかなフライ基準を維持

このように不法行為改革を巡る現状は州ごとに異なりますが、改革が進んでいない、または後退している州はソーシャルインフレーションを引き起こす背景となっている可能性が考えら

<sup>5</sup> 加害者の行為が強く非難される場合などにおいて、損害を回復させるための填補賠償とは別に懲罰を目的とした賠償を課すもの。

<sup>6</sup> 多数の者がある事項に関して共通の利害関係を有する場合に、抽象的なクラスを規定し、1人または数人がその利害集団全員を代表して行う訴訟。

<sup>7</sup> この判決では填補賠償の40倍ないし22倍の懲罰賠償は過大ではないという判断が示された (<https://casetext.com/case/lewellen-v-franklin-1>)。

<sup>8</sup> 特定分野において専門的な知識等を有する者で、訴訟手続きにおいて自らの専門知識を提供し、複雑な技術的または科学的な問題を理解するために裁判所を支援する役割を担う。

<sup>9</sup> 「その理論や技術は科学界において一般に受け入れられているか」によって審査する。

<sup>10</sup> 「その理論や技術は実証されているか」、「その理論や技術は学会の査読を受け、公表されているか」など、複数の観点から審査する。



れます。

### 3. 司法地獄の存在

法の仕組みに加え、その運用においても州や地域による相違がみられます。

この点に注目する形で、アメリカ不法行為改革財団（American Tort Reform Foundation）は2002年より毎年、「司法地獄レポート（Judicial Hellholes Report）」と称した報告書を公表しています。同財団は「司法地獄」を、「民事事件において、裁判官が組織的に、多くの場合において被告に不利となる形で、不当かつ不公平に法律および訴訟手続を適用している地域」と位置づけ<sup>11</sup>、これに当てはまる裁判所・地域をランキング形式で紹介しています。

過去3年度における司法地獄ランキングのトップ5は、以下のとおりとなっています（比較の便宜上、市や郡としてランク入りしている場合もその市や郡が所在する州名を記した。また、2023-24年はジョージア州およびペンシルベニア州が同率1位の扱いとなっている）。

表3 司法地獄のランキングトップ5（過去3年度）

順位	2021-22年	2022-23年	2023-24年
1位	カリフォルニア州	ジョージア州	ジョージア州
2位	ニューヨーク州	ペンシルベニア州	ペンシルベニア州
3位	ジョージア州	カリフォルニア州	イリノイ州
4位	ペンシルベニア州	ニューヨーク州	カリフォルニア州
5位	イリノイ州	イリノイ州	ニューヨーク州

（2023-24年はジョージア州およびペンシルベニア州が同率1位）

過去3年度においては、順位の入替わりはあるものの、トップ5の顔ぶれは変わっていないことが読み取れます。以下、それぞれの特徴を簡単にみていきます。

ジョージア州は過去2年度連続で1位となっていますが、その理由の一つとして、1,000万ドル（約15億円）を超える「Nuclear Verdict（核評決）<sup>12</sup>」が多く出されていることが挙げられています。2018年から2023年途中にかけて少なくとも39件の核評決が出されており、そのうちの1件においては17億ドル（約2,380億円、当時）の支払いが命じられています<sup>13</sup>。この評決を含む核評決の約4割が州内の3つの郡において出されているという特徴もあります。

ペンシルベニア州からはフィラデルフィア民事訴訟裁判所および同州最高裁がランクインしています。選出理由としては、原告が自らに有利な判断が出される見込みのある州・地域の裁判所で訴訟提起する「フォーラムショッピング」を広く受け入れていることなどが挙げられています。

カリフォルニア州では化学物質に関する独自の規制法「プロポジション65」に関連する訴訟が活発となっています。代表的な事例として、除草剤の発がん性を巡る一連の訴訟が挙げられ、そのうちのひとつではメーカーが発がん性リスクについて警告を怠ったとして20億ドル（約2,200

<sup>11</sup> アメリカ不法行為改革財団ウェブサイト ”About” (<https://www.judicialhellholes.org/about/>)

<sup>12</sup> 壊滅的な影響をもたらすことからこのように称される。

<sup>13</sup> ピックアップトラックのルーフ（屋根）の欠陥を巡る訴訟。ロイター通信「フォードに17億ドル支払い命じる陪審評決、夫婦死亡事故で=AP」

億円、当時)の懲罰賠償の支払いが命じられました<sup>14</sup>。

イリノイ州からはクック郡という特定の地域がランク入りしていますが、以前より同州における核評決の3分の2がクック郡で出されているとされています。

ニューヨーク州は TPLF による活動や弁護士による訴訟を呼び掛ける広告が特に活発であると指摘されています。また、州法において「合理的な填補賠償」が規定されており、慰謝料 (pain and suffering) に関しては 1,000 万ドルを事実上の上限とする運用がされていたにも関わらず、現在では 9 割の事例において原告側弁護士は 2,000 万ドルを超える賠償を陪審に求めている実態があります。

なお、司法地獄レポートの最新版は例年 12 月に発行されており、その内容が注目されます。

#### 4. 終わりに

これまでの連載でみてきたとおり、米国におけるソーシャルインフレーションは、①社会 (ミレニアル世代<sup>15</sup>の台頭、企業に対する不信感)、②経済 (弁護士事務所による広告投資、所得格差の拡大)、③法制度 (TPLF の拡大、不法行為改革の停滞、司法地獄の存在) の複合的要因によって生じています。

これを前提としてソーシャルインフレーションは今後どうなっていくのか、連載最終回となる次号の PL レポートで述べていきます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

<sup>14</sup> ロイター通信「モンサント除草剤でがんに、加州陪審が 2200 億円の補償命じる」

(<https://jp.reuters.com/article/world/2200-idUSKCN1SK0TM/#:~:text=%EF%BC%95%E6%9C%88%EF%BC%91%EF%BC%93%E6%97%A5%E3%80%81%E3%83%89%E3%82%A4,%E3%82%8B%E8%A9%95%E6%B1%BA%E3%82%92%E4%B8%8B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>)

<sup>15</sup> 1980 年代前半から 1990 年代半ばまでに生まれた世代で、「正しい行い」を強く求める傾向があるとされる。

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防壁(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk\_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

## リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



# RM NAVI

リスクマネジメントナビ

### こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、  
最新ノウハウを  
得ることが困難に…

リスク対策を  
効率化したいが、  
リソースが足りない…

情報セキュリティや  
BCPなどのリスク対策が  
進んでいない…

### RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用  
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、  
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、  
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

